

債権法改正中間試案における 外貨債権の取扱い

平野 英則
西武信用金庫国際部 副部長

I はじめに

現行民法403条については、民法（債権法）の改正に関する中間試案では、改正が検討されたが、国会での審査の対象からは除かれた。しかし、中間試案の考え方は、外貨債権の取扱いについて参考となるところが多いので、本学会において報告することとした。

本報告においては、まず、当事者が外国の通貨で債権額を指定した取引を行う背景には、どのような目的（合理的意思）があるかを分析してみたい。次に、現行民法403条の判例・通説を概観し、それを踏まえた実務の運用上、債権者が円貨請求権を行使する必要があるのはどのような局面かを考察してみたい。最後に、この中間試案に影響を与えたユニドロワ国際商事契約原則6.1.9条の考え方も参考にして、現行民法403条と中間試案との比較・検討を試み、外国の通貨で債権額を指定する契約、特に金融実務への対応を提案したい。

II 外国の通貨で債権額を指定した取引を行う目的（合理的意思）

投機的行為（例えば、円安を期待して外貨債権を取得する外貨預金取引、または、円高を期待して外貨債務を負担する外貨借入取引

等）以外の実需に基づく外国の通貨で債権額を指定した取引を行う目的は、外貨の債権を取得しまたは外貨の債務を負担することにより、異なる通貨間の交換（Exchange）が生じないNon-Exchange取引（Non-Ex取引）とすることで、（異なる通貨間の交換をすることにより発生する）為替リスクを回避するとともに、Exchange取引で発生する為替手数料（例えば、米ドルの売買幅は片道1円である）を軽減する（Non-Exchange取引の場合は、取扱金額の1/20%をリフティングチャージの負担で足りる）ことにある。

本報告の問題を検討するに際しては、この当事者の目的すなわち実需取引における合理的意思を最大限に尊重した考察が必要となるであろう。

III 現行民法403条

現行民法403条は「外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済することができる。」と規定している。

民法403条のもとでは、文言上、債務者は、履行地の為替相場により日本の通貨で弁済することができる。この点について、民法403条は、債務者が代用権を有する法定の任意債権であるとするのが、以下に述べる昭和50年7月15日の最高裁判決¹以前からの通説的見解であった²。

8. 債権法改正中間試案における外貨債権の取扱い

また、債権者の側から日本の通貨により履行を請求することができるか否かについては、文言上の規定はないが、上記昭和50年7月15日の最高裁判決は債権者も代用権を有する任意債権であるとし、債権者は外国の通貨または日本の通貨のいずれによっても請求できるとしている。この最高裁判決の事案は、銀行が外国の通貨（米ドル）をもって債権額が指定された貸付債権について、その連帯保証人に対し円貨で保証債務の履行を求めたものである。この事案では、まず、外国為替管理法に違反する保証契約の私法上の効力、次に、銀行の円貨による請求の可否、最後に、裁判上の請求と円貨への換算時期が争点となった。これらの争点に関し、最高裁は、まず、外国為替管理法は取締法規に過ぎないから、それに違反する保証契約であっても、私法上は有効であるとしたうえで、銀行の連帯保証人に対する円貨での保証債務の履行請求を認め、また、裁判上、円貨による請求がなされた場合は、事実審の口頭弁論終結時の外国為替相場によって円貨に換算額した額である、と判断した。

また、現在の通説は、債権者も代用権を有する任意債権であり、債権者は外国の通貨または日本の通貨のいずれによっても請求できるとする、最高裁の判断を支持している³。

さらに、現在の金融実務では、この判例・通説を踏まえて債権者の円貨での支払請求権を自働債権とし、円預金債務を受働債権として相殺をしているのが実情であると思われる。

現行民法403条における債務者および債権者の代用権を整理すると、次のようなマトリクスになる。

当事者	代用権の有無	代用権が認められる根拠
債務者	あり	民法403条の文理解釈
債権者	あり	最判昭和50年7月15日民集29巻6号1029頁

IV 債権法改正中間試案

債権法改正中間試案は、同条の規定を改め「(1)外国の通貨で債権額を指定した場合において、別段の意思表示なきときは、債務者は、その外国の通貨で履行をしなければならないものとする。(2)外国の通貨で債権額を指定した場合において、別段の意思表示なきときは、債権者は、その外国の通貨でのみ履行を請求することができるものとする。」ことを提案している⁴。

その改正理由は、債務者については「外国の通貨で債権額を指定したときは、特約がない限り債務者は、その通貨でのみ弁済をするというのが、当事者の合理的意思であって、そのような当事者の合理的意思を反映した規定に改めるべきである」という指摘を踏まえたものである、とされている⁵。

また、債権者については、上記債務者に関する指摘を踏まえると「外国の通貨で債権額を指定した場合において、別段の意思表示なきときは、債権者においても、その外国の通貨でのみ履行を請求することができるとの規

¹ 最判昭和50年7月15日民集29巻6号1029頁。

² 我妻榮『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』62頁（岩波書店、1964年）、於保不二雄『債権総論（新版）』61頁～62頁（有斐閣、1972年）。

³ 鈴木禄彌『債権法講義（四訂版）』147頁（創文社、2001年）、内田貴『民法Ⅲ（第3版）（債権総論・担保物権）』63頁、71頁（東京大学出版会、2005年）。

⁴ 法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」92頁、93頁（法務省、2013年）。

⁵ 法務省民事局参事官室・前掲注4・94頁。

定を設けることが整合的である」としている⁶。

債権法改正中間試案における債務者および債権者の代用権を整理すると、次のようなマトリクスになる。

当事者	代用権の有無	
	原則	例外 (代用権が認められる根拠)
債務者	なし	あり(代用権を認める旨の「別段の意思表示」があること)
債権者	なし	あり(代用権を認める旨の「別段の意思表示」があること)

なお、中間試案では、「例外的に日本の通貨での履行ができる場合についての規律の必要性」に触れ、「外国通貨債権については、為替規制等により指定した通貨による弁済が極めて困難となることが考えられるが、そうすると、特約がない限り債権者が当該通貨でしか請求することができないとする本文の原則を貫くのは適切でない場合も考え得る。このような場面に対処する観点からは、債務者が指定された通貨により弁済することが困難となったときに、債権者は支払地における通貨による支払を請求することができるとする規定を設けることが考えられる。ユニドロワ国際商事契約原則6.1.9条(2)項が同趣旨である。このような規定の要否についても、引き続き検討する必要がある。」と説明されており、今後の検討課題であるとしている⁷。

また、中間試案では、「本文の規律が執行実務に与える影響について」の指摘にも触れ、「現行の民法及び民事執行法には、外国の通貨で表示された債務名義に基づく強制執行を明示的な対象とする規定が設けられていな

い。現在の我が国の執行実務においては外国の通貨で表示された債務名義についても、日本の通貨(円)で表示された債務名義と同様に、通常金銭執行(同法43条以下)によっているものと考えられる。そして、外国の通貨による配当が事実上困難であることから、債務名義に表示されている外国の通貨による金額を適宜の為替レートにより日本の通貨に換算した上で、配当を実施しているものと考えられる。しかし、日本の通貨による配当が正当化される法的根拠は必ずしも明確でなく、それを現状の民法第403条に求めるほかないのだとすると、同条を本文のように改めた場合に、上記のような執行実務を維持することが困難になるおそれがあるというのである。このような懸念があることと民法第403条との関係に留意しつつ、引き続き検討する必要がある。」と、今後の検討課題としている⁸。

V ユニドロワ国際商事契約原則6.1.9条

ユニドロワ国際商事契約原則6.1.9条(支払通貨)は、次のように規定する⁹。

- (1) 金銭債務が支払地の通貨と異なる通貨により表示されているときは、債務者は支払地の通貨で支払うことができる。ただし、以下の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
 - (a) 支払地の通貨が自由な交換可能性を有しないとき。
 - (b) 当事者が、支払は金銭債務の表示されている通貨によってのみなされる

⁶ 法務省民事局参事官室・前掲注4・94頁。

⁷ 法務省民事局参事官室・前掲注4・94頁。

⁸ 法務省民事局参事官室・前掲注4・94頁。

⁹ 本稿において引用するユニドロワ国際商事契約原則の条文および【注釈】の和訳は、私法統一国際協会著(内田貴・曾野裕夫・森下哲朗・大久保紀彦訳)『UNIDROIT 国際商事契約原則 2010』(商事法務、2013年)による。

8. 債権法改正中間試案における外貨債権の取扱い

べき旨合意していたとき。

- (2) 金銭債務の表示されている通貨によって支払うことが債務者にとって不可能な場合、債権者は、第1項(b)に掲げるときにおいても、支払地の通貨での支払を求めることができる。
- (3) 支払地の通貨による支払は、弁済期において支払地で広く適用されている為替レートによりなされなければならない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、債務者が弁済期に支払わなかったときには、債権者は弁済期または現実の支払時のいずれかにおいて広く適用されている為替レートによる支払いを求めることができる。

本条における債務者および債権者の代用権を整理すると、次のようなマトリクスになる。

当事者	代用権の有無	
	原則 (条文上の根拠)	例外(条文上の根拠)
債務者	あり(本条1項本文)	なし(本条1項ただし書き、(a)号(b)号)
債権者	なし(本条に規定なし)	あり(本条2項、1項(b)号)

また、本条の【注釈】は、通常、金銭債務の表示されている通貨によって支払われるべきであるとしたうえで、次のように述べている。

「金銭債務は、特定の通貨で表示されるのが通常であり(勘定通貨)、支払も通常はその通貨でなされるべきである。しかし、支払地の通貨が勘定通貨と異なる場合には、債務者が支払地の通貨で支払をしてよいこと、または、支払地の通貨で支払をしなければならないことがあり、本条第1項、第2項はそれを定める。

1. 支払地の通貨とは異なる通貨により表示されている金銭債務

原則として、債務者には支払地の通貨で支払うという選択肢が与えられている。支払地の通貨での支払には明確な実務上の利点があり、その通貨が自由な交換可能性を有するのであれば、このことは債権者にとって不利益とはならない。

しかし、支払地の通貨が自由な交換可能性を有しないときはこの準則は適用にならない。また、当事者は、支払は金銭債務を表示している通貨によってのみなされるべきだと合意することによって、この準則を排除することもできる(effective条項)。現実には勘定通貨で支払がなされることに利益を有するのであれば、債権者はその旨を契約に明記すべきである。

《具体例1.～3.:省略》

2. 債務の表示されている通貨によって支払うことが債務者にとって不可能な場合

債務の表示されている通貨によって支払をすることが、債務者にとって不可能な場合がある。これは外国為替規制やその他の強行法規の適用によることもあれば、債務者がその通貨を十分に確保することを妨げる他の理由によることもあろう。このような場合について、第2項は、契約にeffective条項があつたとしても、支払地の通貨での支払を求める選択肢を債権者に与えている。これは、債権者がそれでもかまわないと考えた場合や、その状況下ではその方が有利であるとさえ考えた場合に、債権者に認められる追加的な選択肢である。この選択肢は、債務者が勘定通貨で支払をできないことが契約の不履行に当たる場合に、債権者が他の救済手段(たとえば、損害賠償請求)に訴えることを妨げるもので

はない。

《具体例 4. : 省略》

3. 適用される為替レートの決定

第 3 項と第 4 項は、契約で定められた通貨ではなくて、支払地の通貨で支払がなされる場合の為替レートをどう決定するかという問題を扱う。これが問題となるのは、債務者が第 1 項を援用する場合や、債権者が第 2 項を援用する場合である。

ここでは、広く認められている 2 つの解決策が示されている。通常の場合には、弁済期において広く適用されている為替レートが用いられる。これに対して、債務者が履行遅滞に陥っている場合には、債権者は、弁済期において広く適用されている為替レートと現実の支払時において広く適用されて為替レートのいずれかを選択することができる。

「適用される」為替レートが 2 つ定められていることは、為替レートは変動するものであることから正当化される。

《具体例 5. : 省略》

VI 適用される為替相場

債権法改正中間試案では触れていないが、現行民法第 403 条のもとにおける判例・通説の立場、ならびに、ユニドロワ国際商事契約原則 6.1.9 条第 3 項および第 4 項の規定は、以下のとおりである。

1 現行の民法第 403 条のもとにおける判例・通説

現行民法 403 条は「外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における

為替相場により、日本の通貨で弁済することができる。」と規定しているのみであり、円貨で弁済する際に適用される為替相場については、明文の規定を欠いている。

この点について、現在の判例・通説は以下のような立場をとっている。

上記昭和 50 年の最高裁判決は、為替相場の基準時について、「現実に弁済する時の外国為替相場によってその換算をすべきであるが、…（中略）…判決をするにあたっては、裁判所は、事実審の口頭弁論終結時の外国為替相場によってその換算をすべきである…（以下省略）」と判断し、履行時（裁判では事実審の口頭弁論終結時）の為替相場であるとす。

また、現在の通説的見解は、外貨債権は、債務者が円貨をもって弁済でき、また、債権者が円貨をもって請求することができる任意債権であるから、債務者が代用給付を履行し、または、債権者が代用給付を請求することは、権利であって義務ではなく、したがって、履行期が到来したからといって義務が発生するものではなく、債務者が現実に代用給付を履行すると同時に代用給付たる効力を生じるに過ぎない、それ故に、代用給付が履行される時を基準とすべきであることを理由に履行時説に立っている¹⁰。

判例・通説の立場をマトリクスで表すと次のようになる。

支払地の通貨による請求の方法	適用される為替相場		
	履行時	履行期	事実審口頭弁論終結時
裁判外の履行	○	×	×
裁判上の請求	×	×	○

¹⁰ 於保・前掲注 2・46 頁、我妻・前掲注 2・38 頁、鈴木・前掲注 3・147 頁、内田・前掲注 3・63 頁、平野裕之『コア・テキスト民法Ⅳ債権総論』20 頁（2011 年、新世社）。

8. 債権法改正中間試案における外貨債権の取扱い

これに対し、古い少数説には、契約は履行期に履行すべきものである以上、原則として為替相場についても履行期を基準とすべきであるのは当然であり、例外的に、履行遅滞の場合には、手形法第41条（および小切手法36条）の規定と同様に、債権者に履行期または履行時の為替相場のいずれかの選択権を認め、債権者遅滞の場合には、債務者にその選択権を認めるべきであるとする考え方¹¹も存在していた。この学説の考え方は、適用すべき為替相場について、履行期説を原則とし、例外のうち、履行遅滞の場合において、債権者に履行期または履行時の選択権を認めるという限りで、次に述べるユニドロワ国際商事契約原則の規定と同じ結論である。

少数説の立場をマトリクスで表すと次のようになる。

遅滞の有無	適用される為替相場		選択権者
	履行期	履行時	
遅滞なし	○	×	なし
履行遅滞の場合	いずれかを選択可能		債権者
債権者遅滞の場合	いずれかを選択可能		債務者

2 ユニドロワ国際商事契約原則 6.1.9条第3項および第4項の規定

上記条文のとおり、ユニドロワ国際商事契約原則は、勘定通貨ではなく支払地の通貨による債務者の支払は、原則として、弁済期（履行期）における支払地の為替相場によりなされなければならないが、例外的に、履行遅滞の場合には、債権者が弁済期（履行期）または現

実の支払時（履行時）のいずれかの為替相場の適用を選択して、履行を請求できる旨を定めている。

ユニドロワ国際商事契約原則の規定をマトリクスで表すと次のようになる。

遅滞の有無	適用される為替相場		選択権者
	履行期	履行時	
遅滞なし	○	×	なし
履行遅滞の場合	いずれかを選択可能		債権者

VII 金融契約実務への影響

1 金融契約実務の現状

現在の金融実務において、銀行が顧客に対し外貨債権を取得する典型的なケースは外貨貸付であり、外貨債務を負担する典型的なケースは外貨預金である。

(1) 外貨貸付においては、借入人との間で次のような外貨貸付に関する特約が結ばれているのが通常である。

原則として、履行期（返済期日）において、金融機関は、当該外貨による返済を請求することができ、また、借入人も当該外貨により返済すべきであること。履行期において、借入人が返済すべき外貨を保有しない場合、銀行は、履行期の為替相場（電信売相場＝TTS）により換算した円貨相当額の返済を請求することができ、また、借入人もその為替相場で返済できること。

借入人が履行期に返済しない（履行遅滞の場合）、銀行は、借入人がその後現実に返済する時（履行時）の電信売相場（TTS）で換算

¹¹ 山中康夫『債権法総則講義』53頁（1948年、巖松堂書店）、山下未人・安井宏『新版注釈民法(10) I 債権(1) 債権の目的・効力(1)』奥田昌道編（2003年、有斐閣）。

した円貨額の返済を請求することができること。

この金融実務の考え方は、原則として、銀行および借入人は約定された外貨額で返済を求めまたは返済すべきであるが、借入人が履行期に当該外貨を保有しない場合には、債権者および債務者の双方に円貨代用権を与えている。この考え方は、ユニドロワ国際商事契約原則6.1.9条第1項(a)号および第2項の規定と整合しており、中間試案が今後の課題であるとしている為替規制等により指定した通貨による弁済が不可能な場合に円貨代用権を認めるものであり、債権法の改正という立法によらず、特約により解決しているといえよう。

また、履行遅滞の場合には、銀行が円貨代用権を有しており、これはユニドロワ国際商事契約原則6.1.9条第4項の規定と整合しているといえよう。

さらに、この金融実務は、適用すべき為替相場について、返済が履行期に行われる場合は履行期説に立ち、履行遅滞の場合は履行時説に立つように見える。しかし、履行期に現実の履行がなされるのであれば、履行期の為替相場はすなわち履行時の為替相場であり、結論的には履行時説に立っているのと同じであるといえよう。これはユニドロワ国際商事契約原則6.1.9条第3項が履行期に履行されることを前提としているのであれば、その規定と実質的に整合しているといえよう。また、同原則6.1.9条第4項は、履行遅滞時に適用すべき為替相場について、債権者に履行期ま

たは履行時の為替相場の適用の選択権を与えているが、我が国での金融実務では、債権者（銀行）に履行時の為替相場の適用を認めている。これは、我が国の金融実務では、破産手続きにおける外貨債権の円貨換算時期が破産手続き開始決定の時とされるような法的倒産手続きの場合を除き、実際に返済される時（履行時）の為替相場で債権の回収を行っているからである¹²。同原則6.1.9条第4項は、債務者が履行遅滞の場合に適用される規定であり、債権者に有利な規定でもやむを得ないという考え方も成り立ちうるであろうが、銀行に有利な為替相場の意図的な選択を認める結果となり、公平性に反する結果とはならないだろうか。特に、借入人が履行遅滞に陥り、他の債権者との競合が生じるような場合には、不公平が生じることもあろう。

また、借入人の履行がない場合であっても、貸付人たる銀行と借入人との間で、合意により外貨貸付を円貨貸付に変更することは、契約自由の原則から妨げられるものではない。この合意後、銀行は円貨貸付として取り扱うことが可能であり、円貨債権として、円貨での返済請求はもちろんのこと、円貨での強制執行も可能である。

(2) また、外貨預金については、払戻時の為替相場（電信買相場＝TTB）によって、円貨に換算した額を円貨にて預金者（顧客）に払い戻すことができる旨の特約が結ばれているのが通常である。

(3) 金融業界では、通説・判例を踏まえた上記特約により、外貨貸付の円貨相当額によ

¹² 銀行は、借入人から弁済履行時の電信売相場（TTS）で外貨額相当の円貨額を受け取り、これを外国為替市場で外貨に交換して、自行の外貨貸付金の返済に充当している。これにより、銀行は外国為替のポジション調整を行い、為替リスクの回避を図っている。
また、借入人も、弁済履行時に電信売相場（TTS）で円貨の払込みにより外貨を調達し、その外貨で弁済することにより、実質的に円貨借入の債務履行と同様の経済効果を得ることが可能である。

8. 債権法改正中間試案における外貨債権の取扱い

る請求権を自働債権とし円預金を受働債権とする相殺、円貨貸付金の返済請求権を自働債権とし、外貨預金の円貨相当額による払戻債務を受働債権とする相殺を行っているのが実情である。

2 債権法改正動向への実務対応

現行民法403条については、民法（債権法）の改正に関する中間試案では、改正が検討されたが、国会での審査の対象からは除外されており、上記の金融実務は今後も維持されてよいであろう。

しかし、中間試案の考え方は、外貨債権・債務の取扱いについて参考となるところが多いことから、今後の改正動向を見守る必要がある。

3 残された課題—民法403条の改正案と執行実務との関係

未解決の課題となっている民法403条の改正案と執行実務との関係について、中間試案は、「現行の民法及び民事執行法には、外国の通貨で表示された債務名義に基づく強制執行を明示的な対象とする規定が設けられていない。…（中略）…日本の通貨による配当が正当化される法的根拠は必ずしも明確でなく、それを現状の民法第403条に求めるほかはないのだとすると、同条を本文のように改めた場合に、上記のような執行実務を維持することが困難になるおそれがあるというのである。このような懸念があることと民法第403条との関係に留意しつつ、引き続き検討する必要がある。」と述べている¹³。

その解決のためには、「日本の通貨による配当が正当化される法的根拠」を明確にした

うえでの議論が不可欠であろう。しかし、より明確な解決を欲するのであれば、民事執行法の規定の中に「外国の通貨で表示された債務名義に基づく強制執行を明示的な対象とする規定」および「日本の通貨による配当が正当化される法的根拠」となる規定を設けて、中間試案との整合性を図るといった立法的な解決が望ましいように思われる。

この点に関し、現在、詳細に論究する余力はないが、報告者自身の今後の課題とさせていただきます。

VIII おわりに

外国の通貨で債権額を指定する金融実務への対応としては、銀行が債権者または債務者となる場合は、ともに本来の契約目的に鑑み、当該外貨での請求または支払について利害関係を有することが多いであろう。

しかし、債務者が返済すべき外貨を調達することができない場合または銀行の債権回収の局面では、銀行は、支払地の通貨（日本円）で支払を受けることについて利益を有することも多いことから、ユニドロワ国際商事契約原則等を参考にしつつ、一定（失期事由の発生）の状況下においては、円貨代用権を行使しうる旨の特約をしておく必要がある。

幸いなことに、銀行の外貨貸付債権および外貨預金債務については、既に上記のような同原則と同趣旨の特約がなされ、また、必要に応じて外貨債権から円貨債権への切替えの合意もなされており、今般の中間試案における現行民法第403条の改正内容であれば、格別の約定の取交し等による手当ては不要であるように思われる。

¹³ 法務省民事局参事官室・前掲注4・94頁。

平野報告コメント

田澤 元章
明治学院大学法学部 教授

平野報告は、①外貨債権の弁済について債務者の円貨による代用給付権の有無、②債権者からの代用給付請求権の有無、③円貨による代用給付を認める場合の為替相場による換算時期について、民法403条、債権法改正中間試案の考え方、ユニドロワ国際商事契約原則6.1.9条の3つの規律それぞれから導かれる帰結を客観的に紹介し現在の金融契約実務の取り扱いと比較するものである。平野報告は外貨債権に関する現在の金融契約実務上の条項の見直しや、民法403条の規律の見直しを主張するものではなく、報告で示された機能的な比較は、まさにその通りであるので、それらに特に付け加えるコメントはない。

なお、今回は見送られた民法403条の改正が将来なされたとしても、別段の意思表示による特約が可能なので、現行の金融契約実務上の外貨債権に関する取り扱いを維持することに障害はない。平野報告は、現行の金融契約実務の取扱いは、概ね維持されてよいとの立場に立つようである。この点については、コメンテータも現行の金融契約実務の外貨債権の取り扱いを特に変更すべき積極的理由は見当たらないと考える。

以上のように平野報告で示された内容それ自体については、特にコメントすることはないが、それではコメンテータの任を果たせない。そこで、平野報告においては触れられなかったが、外貨債権の弁済に関する考え方の理論的基礎に関連したことを若干述べるこ

としたいと思う。なお、以下の記述については、外貨債権に関するほぼ唯一の本格的な研究書である川地宏行『外貨債権の法理』（信山社出版株式会社、1996年）を参照したものであり、同書に多くを負うものである。

I 民法403条と債権者の代用給付請求権

民法403条は外貨債権の債務者の円貨による代用給付権を規定するが、債権者については何も規定していない。この点については、平野報告が引用している最判昭和50年7月15日（民集29巻6号1029頁）が、民法403条が規定する債務者の円貨による代用給付権を例示規定と解し、債権者に円貨支払請求権（代用給付請求権）を認めている。同判決は、銀行実務や、その後の下級審裁判例でも支持され（東京高判昭和50年11月6日判例タイムズ337号255頁、大阪地判昭和58年9月30日下民集34巻9～12号960頁）、現在ではその解釈が判例の立場として確立しているといえよう。

しかし、同判決に対して学説の多くは批判的であった。また、同判決前の下級審裁判例も一致して民法403条の円貨による代用給付権は債務者のみに付与されるものと理解していたことに注意すべきである（神戸地判昭和37年11月10日下民集13巻11号2293頁、大阪地判昭和37年11月16日判例時報339号36

頁、大阪地判昭和41年9月24日下民集17巻9・10号839頁)。上記最判を支持する学説は、債務者に認められるのであれば債権者にも対等にその権限を認めるべきであるとか、執行上の便宜からも円貨での請求を認めるべきで、そのように解しても債務者は不利益を被らない等と述べるが、民法403条が明文として規定していない債権者の代用給付請求権を認める理論的基礎を十分に説明しているとはいえない。

しかしながら、銀行実務上、債権者に代用給付請求権を肯定することは、外貨貸付の円貨相当額による支払請求権を自働債権とし、借入人の円貨預金を受働債権とする相殺による債権回収を、貸付銀行の意思表示により行えることを意味する。上記最判はこの点に最大の意義があり、銀行実務でも支持される所以と考えられる。もっとも、現在は、平野報告でも述べられているように、銀行実務上は上記最判を踏まえた特約を銀行は債務者と約定しており、上記最判の解釈に依拠して民法403条の適用によって処理するのではなく、契約自由の範囲内で処理がなされている。

II 日本民法における外貨債権に関する考え方

民法における外貨債権に関する規定は、402条3項と403条の2箇条のみである。402条1項は、金銭債権は、特定の種類の通貨の給付を目的としていない限り、債務者は各種の通貨で弁済できるとし、同条2項は、債権の目的である特定の種類の通貨が強制通用力を失っているときは、債務者は他の通貨で弁済しなければならないとする。そして同条3項は、外国通貨を給付目的とする債権に同条1項・2項を準用するという。

この402条3項と403条のそれぞれの趣旨及び相互関係はいかなるものであるか。明治の民法起草者らは、402条3項で規定される債権は、外国の通貨の給付を目的とした債権であり、当該外国において強制通用力を付与された通貨で支払うべきものと考え、403条で規定される債権は、外国の通貨単位で金額が表示されている債権（外貨表示債権）であると考えていた。日本国内において強制通用力（債務免責力）を有するのは円貨のみであるから、403条は外貨表示債権は円貨で弁済をなし得るという当然のことを規定したものと考えていたようである（次に述べる問題があるにもかかわらず、現在においても、403条の規定する債権を外貨表示債権と理解する者があるようである）。

このように起草者並びに初期の学説は、402条3項の規定する債権は外貨給付を目的とする債権であり、403条の規定する債権は外貨表示債権であって、両条項が適用対象とする債権は異なるものであると理解していたようである。しかし、そうすると、402条3項の外貨給付を目的とする債権の場合、外貨の支払によって債務者が免責される根拠は、外貨は日本国内では強制通用力（債務免責力）を有しないことから、あくまでも当事者の意思（外貨払いの特約）ということに求められる。これに対し、403条の外貨表示債権の場合、円貨支払いによる債務消滅の根拠を円貨の強制通用力に求めると、なぜ日本国内において強制通用力を有しない外貨による支払をも403条が許容しているのか説明に窮することになる。

そこで、現在の通説は、402条3項の規定する債権と403条の規定する債権は、いずれも外貨の給付を目的とした債権であると解し、403条は、その債権について円貨での代

用給付権を債務者に付与した規定であると解する。403条は、本来的給付が自由貨幣たる外貨の給付であるとき、強制通用力を有する法定貨幣たる円貨での代用給付権を債務者に付与した規定であると解するものである。この通説的な理解を前提とすると、民法403条の債務者の代用給付権を例示と解し、同条の解釈として債権者に円貨での代用給付請求権を肯定した上記判例は、実務上の妥当性はあるにせよ、その理論的基礎づけを示すことはなかなか難しいといえよう。もっとも、たとえば同条の解釈としては債権者に円貨での代用給付請求権を否定しても、契約自由の原則の下、当事者の特約によりそれを付与すれば済む話であり、現在の銀行実務はそうになっていることは既に述べた通りである。

Ⅲ 独仏英における外貨債務の弁済についての考え方

ドイツでは、BGB244条1項が、外貨払いが明示的に合意されていない限り、ユーロによる支払をなすことができる旨を規定しており、我が国の民法403条もこれとほぼ同旨の規定であるといえる。

フランスでは、フランス国内で履行される金銭債務（外貨建ての金銭債務を含む）はフランスで支払うことを要するという「フラン払いの原則」（現在はユーロ払いの原則となる）が判例法理上認められてきたようである。外貨建金銭債務は、フランスの法貨であるユーロに換算され、ユーロで支払うことを要する。これは外貨に金銭債務の債務免責力を一切認めない考え方からの帰結である。従って、外貨払い条項が付された債務の法的性質は、金銭債務ではなく商品債務であると考えられている。

イギリスでは、外貨で表示された金額をイギリス国内において支払う義務を負った債務者は、外貨によって当該金額を支払うか、等価のポンドで支払うかの選択権を有するというのが、判例の立場のようである。判例は、支払貨幣(money of payment)は「法貨」(legal tender)でなくてはならないとの立場に立つが、法貨には、当該外貨の発行国の法貨（すなわち当該外貨による支払い）と履行地法に基づく法貨（イギリスが履行地ならポンド）の2つが認められるということである。